

## 京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認申請（研究用原子炉の変更）の概要について

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立大学法人京都大学  
住 所 京都府京都市左京区吉田本町36番地1  
代表者の氏名 学長 湊 長博

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 京都大学複合原子力科学研究所  
所 在 地 大阪府泉南郡熊取町朝代西二丁目1010番地

(3) 変更の内容

昭和37年3月15日付け37原第1040号をもって設置承認を受け、これまで設置変更承認を受けた京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置承認申請書のうち、「研究用原子炉」に関する次の事項の記載の一部を変更する。

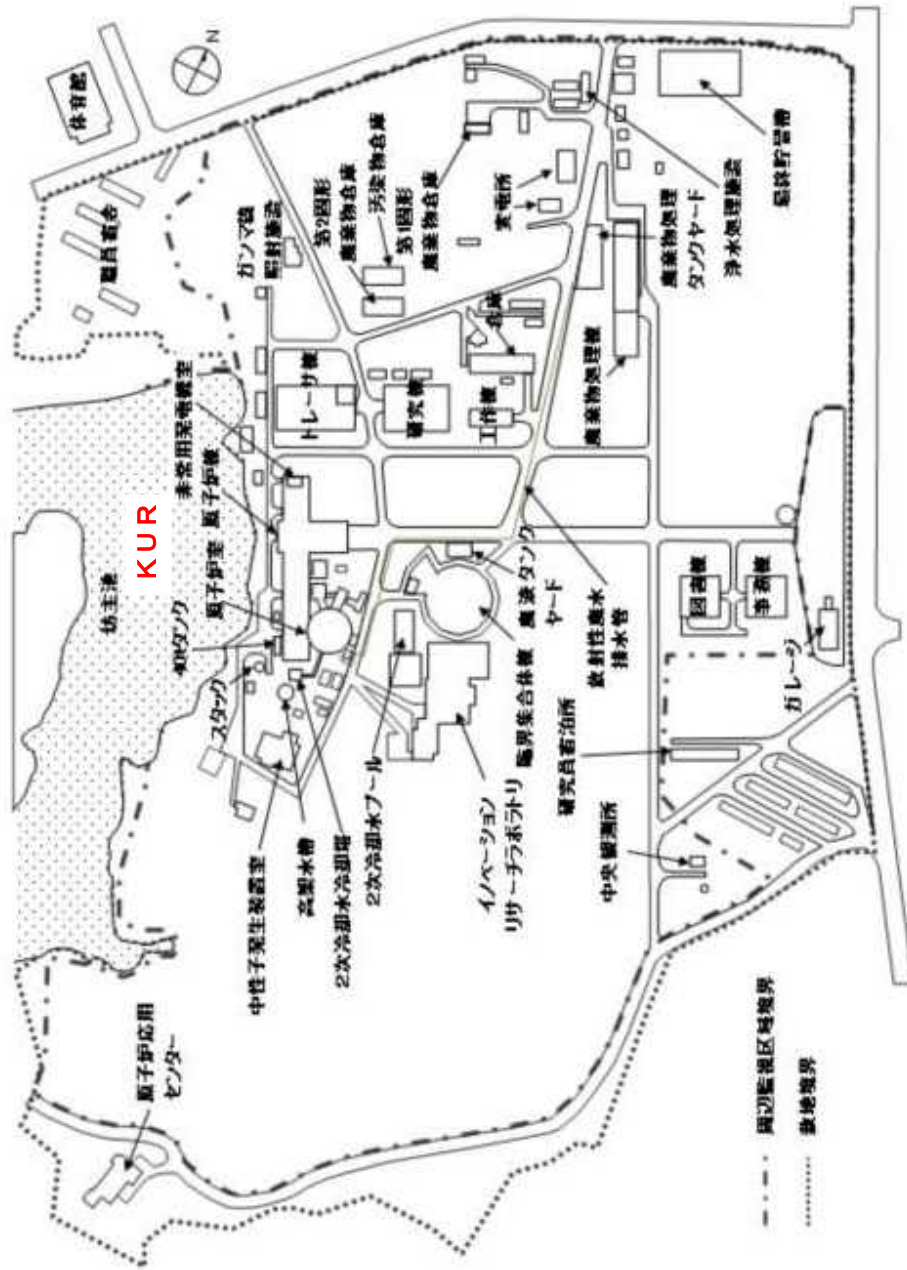
### 5. 試験研究用等原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

(4) 変更の理由

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の改正に伴い、京都大学複合原子力科学研究所における基準地震動に、震源を特定せず策定する地震動として標準応答スペクトルを考慮した地震動を追加し、関連する記載事項の一部を変更する。

(5) 試験研究用等原子炉の使用の目的及び使用済燃料の処分の方法

本件申請については、試験研究用等原子炉の使用の目的（一般研究、材料照射、放射性同位元素生産、開発研究、医療照射及び教育訓練。ただし、平和目的に限る。）及び使用済燃料の処分の方法（使用済燃料はわが国が原子力平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者である米国エネルギー省(DOE)に引渡す。）に変更はない。



参考図1 京都大学複合原子力科学研究所 施設配置図